

本願寺史料研究所報

19号

発行人	本願寺史料研究所 所長 千葉乘隆
発行日	一九九七年一月三一日

専応寺への寺号免許と

木仏下付

小泉 義博

はじめに

織田信長と対抗して石山本願寺に籠城戦を展開していた顯如光佐は、天正八年（一五八〇）閏二月、ついに和議を締結して紀伊雑賀へ退去することと決する。ところが、その嫡子教如光寿はこの方針に従わず、籠城を繼續して徹底抗戦すべしとの檄を諸国門徒に発するに至った。しかしながら教如のかかる行動も、所詮は信長軍の武力に対抗できるものではなく、同年七月に再度の和議締結に追込まれ、翌月に彼は雑賀へ転じたのである①。

石山合戦最末期に起きた顯如と教如との方針の相違は、その後、門徒

衆の内部に深刻な亀裂を引き起こし、最終的には本願寺の東西二派への分裂という結果をもたらすこととなるが、筆者もその経過を「専応寺文書」②を利用して追跡する機会があつた③。そこで明らかにできたことは、越前安養寺村の道場坊主であつた大進（善好）が、摂津小浜の毫摶寺善秀とともに教如の籠城継続戦に加担し、その結果、合戦終了後には顯如から破門に処せられてしまう。これに対して、顯如の和睦開城を支持した弟の土佐（善照）とその門徒衆は、やがて直參の処遇を受けるとともに、大進配下の門徒についてもその掌握を委ねられたのである。そしてその後、土佐は准如（西派、顯如派を繼承）から専応寺の寺号を付与され、また木仏の下付も受けて発展する。これに対して大進は、教如（東派）が慶長七年（一六〇二）に徳川家康の支援によつて一派独立の行動を取り始めた際、直ちに教如のもとに帰参し、やがて義徳寺を創建するに至るのである。

本稿ではこうした大進・土佐両人の動向のうち、慶長年間に至つて教如（御裏）が東本願寺を創建して独立したことを契機に、それまで逼塞に甘んじていた大進が教如派に転じて養徳寺を創建すること、およびこの事態に対応して准如（御表）が、土佐に寺号「専応寺」を付与

し、また木仏も下付するに至る経緯について、若干の検討を行おうとするものである。

1

天正八年以後の本願寺の動向に関して、いま少しの概説を行つておこう。

教如の唱えた籠城継続戦が天正八年七月に至つて終結し、翌月に彼は紀伊雑賀に転するのであるが、迎えた父顯如は教如を義絶とし、また彼に属した毫摶寺善秀や大進を破門に処する。けれども彼らに従つた門徒衆については、弟土佐に預けて掌握させることとしたのである。この破門の状態は天正十年（一五八二）六月の本能寺の変まで続き、信長滅亡を契機として解除されたことであつた。

しかしながら、毫摶寺善秀はもはや顯如のもとへ帰参することはしなかつた。すでにかなりの高齢（七十九歳か）に達していたことも原因であろうが、彼は一派独立の方向へと歩み出したのである。彼はそれまで証

誠寺（この頃には越前山本庄水落村に所在した）に潜伏していたと思わ

れるが、公然たる活動が可能になると彼はまず、後継者として柳原大納言の子善照（一三歳）を養子に迎え、後陽成天皇の祈願寺の地位を獲得し、また青蓮院の院家になつたのである。

毫摶寺善秀のこうした行動に応じて、本来ならばかつての門徒たる大進も、彼のもとに馳せ参するべきと思われるが、しかし大進はこの段階では動かなかつた。たぶん隠居のことを境遇であつたと考えられる。

本願寺はその後、天正十一年（一五八三）七月に雑賀を離れて和泉貝

塚に転じ、同十三年（一五八五）八月には秀吉から与えられた摂津天満の寺地に移る。さらに同十九年（一五九一）八月には、新たに秀吉から与えられた京都西七条に転ずるのであるが、その翌年の文禄元年（一五九二）十一月、ついに顯如は死去するのである。

ところがその跡を繼承した嫡子教如は、当然のことながら、かつての和議退城派（顯如派）に対しても瀟清の方針を示す。例えば、明証を持たない門徒から直參待遇を剥奪するなどの措置である。幸いに土佐は所蔵する文書によって、天正八年段階に直參になつていていたことを証明できたが、不幸にして直參の地位を剥奪された門徒も少なくなかつたに違いない。こうした教如派の強い姿勢に不安を抱いた旧顯如派は、如春尼（顯如妻で教如母）を通じて豊田秀吉に、教如の忌避を強く申し入れたのである。かくして教如は、まもなく秀吉から退隱を命ぜられて「御裏」に転じ、代わつてその弟准如が「御表」＝門主に就くこととなつた。その交代は文禄三年（一五九四）九月から翌月にかけてのことであつたと思われる。

「御裏」に転じた教如は、しかしながらその後も門主時代と全く変わらず、絵像裏書の作成のために筆を染めるなどしていた。そして関ヶ原の戦いの直前に至り、徳川家康と好誼を通ずることに成功した教如は、慶長七年（一六〇二）一月に至つて家康から烏丸七条の寺地を付与されるとなる。さらに翌八年には上野国厩橋の妙安寺から親鸞像を取り寄せ、十月には阿弥陀堂の上棟を行つて、ここについに教如は一派独立を実現するのである。かつて教如派に属し、その後破門されて逼塞に甘んじていた各地の門徒衆（主戦派）は、続々と教如のもとに馳せ参する

ことになつたと思われる。

一
一

安養寺村道場坊主の土佐に対し、准如から寺号「専応寺」が下付されたのは、まさにこうした情勢のなかにおいてであった。

猶々、此度直参に可被御免候間、被得其意參詣可有候。望候ハ
ノ可被申上候。

態令啓達候。仍大進殿、御裏へ御走候由候。各直参に可被召上候間、
可被得其意候。於同心者、御印書可被差下候。為其如此候。恐々謹
言。

(慶長七年九月二日)

越前
専応寺殿
御門徒衆中
④

川内藏助

ア治(花押)

その手続きは完結したものと思われる。

右の史料は、准如派の奉行を勤める川那部了治が九月三日に発した書
状で、大進が「御裏」＝教如のもとへ転じた由の知らせを受けたこと、
また専応寺の門徒衆が准如の「直参」に召し上げられたことが報ぜられ
ている。そして御印書がやがて下付されるであろうと見えているが、残
念ながらこれは遺存していない。ここに語られる大進の教如派(東派)

ところで、右の書状の発給を慶長七年と推定する根拠は、しさか薄
弱のそしりを免れ得ない。けれども、次に引用する吉野徳善寺の史料に
おいては、さらに前年の慶長六年に徳善寺には寺号が下付されたとの記
載があるので、慶長七年発給説もあながち無理な推測とは言えまい。

への転向は、教如が徳川家康から寺地を寄進されて一派独立の方向へ歩
み出したことに對応したものであるから、右の書状の発給年次は慶長七
年(一六〇一)と推測するのが妥当と考えられる。

他方、こうした事態を迎えた准如派としては、これを直ちに阻止する

ための対応策を講じなければならず、その方法の一つが直参待遇の付与
であった。けれども土佐とその門徒衆には、すでに天正八年段階でそれ
が認められていたから⑤、右の書状ではこれを再確認した上で、宛所に
見える」とくに新たに寺号「専応寺」を付与することで、准如派帰属の
姿勢に報いたのである。すなわち、安養寺村の土佐の道場に寺号「専応
寺」が免許されたのは、慶長七年の教如派独立の段階で取られた、准如
派による門徒離脱阻止策の一環に位置付けられるのである。

右の史料でいま一ひ留意しておきたい点は、寺号免許のために特別な
文書を発することはなかつたらしくということである。このことは、かつ
て土佐などの門徒衆に直参待遇が付与されるに当たっても、特別な文
書が発給されることはなく、単に懇意請取状の宛所に「直参」と肩書き
されるだけであったことを想起すれば納得がいくであらう⑥。よつて今
回の寺号免許においても同様に、単に宛所に「専応寺」と記すだけで、
その手続きは完結したものと思われる。

一、うしの年、當御代(御書御免被成候。是□越前徳善寺門徒衆中
へと御座候御事。^⑦)

右の吉野徳善寺の由緒書の一節を見ると、徳善寺は「うしの年」＝慶
長六年に本願寺から書状を受け、その充所に「越前徳善寺門徒衆中へ」

とあつたと見えている。この書状の寺号表示こそが、徳善寺への寺号免許を意味しており、その結果、翌年に持領する親鸞絵像にはこの寺号が表示されていた。

一、御開山様御影 寺号 信光院様御筆 延長七年壬寅九月六日

(准知) 信光院様御筆 延長十三年戊申九月三日 ⑧

右の徳善寺法物類を列挙した史料によれば、延長七年九月の親鸞絵像には寺号が記載されていたと注記され、次いで同十三年九月二日には木仮が下付されたと述べられているのである。ちなみにこの木仮の裏書きは「木仮留」に記録されており、「越前国吉田郡下吉野村賢乗」⑨に充て下付すると見えている。それはともかくとして、徳善寺に対する寺号免許も、もしかすると専応寺に対するものと同様に、准如派帰属の態度を表明したことにつき褒賞する意味があつたのかも知れない。

徳善寺充ての寺号下付が慶長六年であつた点を踏まえれば、その翌七年に専応寺に寺号が免許されたとの推定は、決して無理なことではあるまい。もしかすると専応寺も、さらに遡って慶長六年に寺号免許された可能性がないわけではないが、しかしもしそうとすれば、大進の教如派(東派)帰属も慶長六年のことと想定しなければならなくなり、これはじやざが無理である。いまのところは一応、慶長七年に専応寺は寺号免許されたと考えておこうとする。

が、次の下間仲孝書状である。

端書無し候。

其方門徒之儀、弥如前々不可有別条候間、尚以上儀馳走可被申事肝要候。於様跡者此兵作申候條、不能一二候。恐々謹言。

(延長七年九月廿八日) 少進法印
仲孝(花押)

土佐 同門徒中 ⑩

右によれば、土佐の道場坊主としての地位と、門徒衆が本願寺(准如派、西派)に帰属することに関しては、従来通り「別条」あるべからずと安堵され、次いで本願寺に対する馳走をこれまでと同様に怠らないよう、と述べられている。

右のとくに、土佐の地位とその帰属関係を安堵した内容の史料は、実は「専応寺文書」中においては他に例のない、すこぶる異質のものである。このことは換言すれば、右の書状の発給時点における彼や門徒衆の不安が、非常に大きかつたことを示唆するものであろう。こうした内容の文書が発せられる可能性のある時点としては、一つには顯如が死去して教如が繼職した文禄元年十一月の時点と、いま一つは教如が取り立てられて一派独立を達成した慶長七年の時点の、この二つであろう。しかるに前者の時点では、そもそも発給者の下間仲孝(性乘)が教如によって坊官の地位を解任されていたから、右のとくに書状を発するといふ体、あり得ないことであつた。とすれば、右の書状は教如取り立ての段階のものと考えねばなるまい。

それでは土佐や門徒衆は、いったいなに不安を抱いていたのであるうか。この疑問点を解決するのが、その翌年発給の次の書状である。

以上。

急度令申候。仍去年被仰付候通、無承引一付而、重而得御意候処、言語道断不相届由被仰出候間、早々右任 御意之旨、御本尊二幅之御影様、御門徒悉専応寺殿へ相渡可被申候。御門徒之身上にて、御意違背之段、前代未聞之儀候。於延引者、弥可為越度候。為其急度申遣候。恐々謹言。

(慶長八年九月十日)

少進法印

仲孝(花押)

乗祐
(門徒)
同御徒中

これによると、去年の指示に関して承認がないことであるので、

重ねて門主准如に意向を尋ねたところ、言語道断の不届き至極のことだとの仰せであるから、早々にその意向に従つて、「御本尊二幅之御影様」を専応寺へ返還するよう働き掛けるべきである。門徒の身分であるにもかかわらず、門主准如の意向に違背するとは前代未聞のことで、もし延引するならば重大な落ち度と言わねばならない、と述べているのである。

そこで問題なのは、この絵像を持ち出した門徒とはいつた誰かといふ点であるが、思つにこれは、隠居に等しい境遇にあった兄大進の行為なのではあるまいか。

かつて大進は、教如派に属して籠城継続戦に加担し、合戦終了後の天正八年八月に道場坊主の地位を解かれて逼塞を余儀なくされていた。彼に代わって門徒衆を管掌することとなつたのが弟土佐であつたが、しかし大進は弟からその地位を奪つて坊主に復帰しようとは、いまま考へなかつたのであろう。しかるにいま本願寺では、教如が弟准如のもとから離れて一派独立の形勢となつたのであるから、同様に大進が弟土佐の絵像を速やかに専応寺に返還するよう、強く働き掛けるべしと命じて

いるのである。しかもこれは去年に起きた事件で、一向に解決されないことが知られる。こうした状況を踏まえて考えるならば、前掲の八月二十八日付けの書状で、父土佐や門徒衆が抱いていた身分・地位に関する不安がいかなるものであったかが判明する。すなわち、前年(慶長七年か)八月頃に安養寺村道場(専応寺)では、一部の門徒が本尊絵像二幅(おそらくは安置されていた絵像のすべてであろう)を密かに持ち出すという事件が起きていたのである。門徒にとって最重要の絵像を奪われたからには、土佐やその門徒衆が果たしていかなる处罚を受けるのか、強い不安にかられるのは当然かも知れない。これこそが、前掲書状で「弥如前々不可有別条候」と安堵されるに相応した事態であつたと思われる。

針を支持してくれるに違いない。かくして大進は、土佐の道場から密かに絵像一幅を持ち出し、みずから新たなる道場（のちの養徳寺）に転じたのである。

絵像の持ち出しが兄大進の行為であつたとするならば、彼はいわば確信犯であるから、弟土佐による返還の説得工作が奏功するはずはない。

彼らの父乗専から受け継いだ宝物に関して、大進にも繼承の権利があると主張することは全く正当なものであり、これを糾弾することは難しいであろう。かかる事態に立ち至つて、土佐が最も懸念したことは、絵像の喪失を理由にして本願寺（西派）から破門されることである。彼はなんとしてもその事態だけは避けたかったので、まず前掲した八月二十八日付け安堵状の発給を要請し、一年間の猶予を確保して返還交渉に臨んだのである。しかしながら、大進がその返還に応ずることは到底あり得なかつた。

打開策を失つた土佐は、幸いに寺号「専應寺」を押領した機会でもあることなので、絵像奪回を諦めて、新たに木仏の下付を申請することとしたらしい。そして慶長十一年（一六〇六）に至り、ついに木仏下付が実現するのである。

釈准如一

慶長十一年丙午十月十七日

願主専能寺釈善照
(応)

右之木仏者、越前國丹生郡山千飯保内安養寺村善照、依望如此也。^⑫

によると慶長十一年十月に准如から専應寺善照に対して木仏が下付されていることが知られる。この善照こそが、土佐その人に当たるのである。かくしてここにようやく専應寺は、寺号と木仏をともに備えた、文字通りの寺院として確立したのである。

十一

さて、ここで再び慶長七年の時点に立ち戻ろう。本願寺教如（東派）が一派独立の方向に歩み出し、それに伴つて大進が「御裏」＝教如派に転じたことは前述の通りであるが、この行動には隣村の小曾原（オゾワラ）村門徒衆も加わっていた。ところがそれからしばらくして、この小曾原門徒衆の考えが変わり、大進から離れて再び土佐のもとに復帰するという行動に出た。

猶々爰元之儀可御心安候。嶋田へ言伝申度候書状、參候へ共、急候間、返事不申候。申物いまた出来不申候。隨分急申候。新右衛門へも言伝申度候。以上。

御状之通令拝見候。報恩講御無事被成結願、有難存候。為志私へ銀子二匁、并八日講中より代十疋送給候。毎々過分ニ存候。御心得候て可給候。將又大進殿、御うちへ御參候付、以書状令申候。何も被參候様才覚可有候。即おそ原之人歸參之由、珍重存候。御相伴申候。いかやうの望も相調可申候。則少法書状認可遣申候。猶期後音之候。恐々謹言。

右は本願寺（西派）に残された史料「木仏留」の一節であるが、これ

（慶長七年九月廿八日）

川那部内蔵助

了治（花押）

態令申候。仍而大進殿逆心候處ニ、其方此方被參候事、神妙ニ被思召候。隨而就其道場、如前々被相立、參詣可有候。猶期後音候。恐々謹言。

(慶長七年九月
霜月廿九日)

越前

ヲソ原御門徒衆中 ⑭

了治(花押)

川那部内蔵助

まず前者の霜月二十八日付け川那部了治の書状によると、本願寺の報恩講が無事に終わり、懇意として川那部了治へ専応寺から銀子二匁、また八日講中から錢十疋が贈られたことをまず謝している。次いで、大進が御裏ニ教如方(東派)に転じた旨の知らせを受けたが、「おそ原」ニ小曾原の門徒は准如方(西派)に帰参する旨を表明した由で、まことに珍重である。当方に対する「いかやうの望」(例えば絵像・木仮の下付や寺号免許などの要望)に関しても、実現するよう努力するであろう、と述べられている。年次は未詳であるが、大進の行動が語られている点から、前掲九月三日付け書状と同年に属することは明らかで、慶長七年のものと推測すべきであろう。

次いで後者の翌二十九日付け、小曾原門徒衆に対する川那部了治書状では、大進が「逆心」を企てて教如派に転じたにも関わらず、小曾原門徒衆がこの方(准如派)に帰参を表明されたことについて、准如はまことに神妙との思し知りである。よって道場を從来のように建立されて参

なおひこ)で付言しておくると、大進が興した養徳寺には、慶長十五年(一六一〇)に教如から下付された親鸞聖人絵像が所蔵されていた由であるが(近年の火災で焼失)、その裏書には「越前国丹生郡山千飯保内安養寺村養徳寺常住物也。願主秋善好」⑮と記されていたとされる。こゝに見える願主善好がすなわち大進に当たるのであろうが、慶長十五年の時点ですでに寺号「養徳寺」が付与されている点に注目しておきたい。それが前節で述べたように、教如派(東派)へ帰属したことに対する褒賞の性格をもつたものであることは言うまでもなく、おそらくは慶長七年(一六〇二)の帰属と同時に寺号を免許されていたことであろう。

いまひとつ留意すべきものとして、金龍静氏が行われた越前に現存する絵像の裏書についての研究成果がある⑯。氏はその結論として、越前では典型的な様式を具備する絵像裏書がほとんどないと報告され、その理由として氏は、大名朝倉氏や織田信長軍による損壊を想定しておられるほか、本願寺の絵像下付それ自体が少なかつたのではないかと述べておられるのである。

しかしながら筆者には、絵像裏書の様式が不備である点の説明としては、右の説は妥当ではないと思われる。なぜならば、朝倉氏や織田軍が絵像に對して破損行為に及ぶ場合には、直ちに火に投入して燃やしたに

詰されるべきである、と述べられているのである。

違いないからである。しかるに氏が指摘された様式不備という点は、表面の絵像には決して破損が及ばないよう細心の注意を払いつつ、裏面の文字の一部または全部を削除・破損した場合の結果である。だから様式不備の事実が示唆している破損行為の内容は、あくまで表面の絵像を必要としつつ、しかし裏書の表記の一部または全部に承服し難い箇所がある者だけが、こうした細工を行つたに違いないということである。つまり絵像裏書の様式不備は、それを保有する坊主または門徒自身が、かかる破損行為に及んだ結果といふことなのである。

前節では、土佐（専応寺、西派）と大進（義徳寺、東派）とが絵像をめぐって鋭く対立した事件を検討したが、こうした事態は他の道場・寺院においても多発していたと想定すべきであり、それが本願寺の東西分裂に起因していたことは明らかである。かかる状況においては、手元に確保できた絵像の帰属関係や由緒・来歴は、自派にとって承認できるものしか必要はなく、不都合なものはむしろ破損・抹消すべきであった。このように、坊主・門徒衆がみずから絵像裏書を損壊したであろうと想定するほうが、様式不備の状況をより説得的に説明していくようと思われるるのである。

十八

さて、元和三年（一六一七）になつて専応寺秉祐は、木仏の下付を再び本願寺に申し出ている。父善照（土佐）が慶長十一年に下付された木仏を、早くもこの時点で新調することとなつたものと考えられ、おもらくは本堂の改築が実現したことによるものであつた。

専応寺へも以書状可申候へとも、貴殿より御申可有候。以上。

幸便候間、令啓候。仍此方 上々様御堅固之御事候。然者、専応寺望之木仮御礼百廿め、先度請取申候。百八十め入申候。六十め程たり不申候間、いまた御うらかき不申上候。銀あかり不申候へハ、不成御免候間、是も御用意候て御上可有候。此方ニ而御あづらへ候ヘハ、仏師々あけ申候。其方御左右次第可申上候。恐々謹言。

(元和三年)
腊月十六日

了治（花押）

おそ原

新右衛門殿
参 (17)

右の川那部了治書状によると、専応寺から所望された木仮の御礼としては銀一八〇匁が必要であるが、先日一二〇匁を請取つたものの、まだ六〇匁不足している。そのためまだ准如に裏書作成を申し出でないが、上納され次第、直ちに当方から仏師を通じて花押を据えてもらう手筈となつてゐる、と述べられている。そして追而書では、専応寺に直接指示するといきさきが礼を失するので、門徒の小曾原村新右衛門に宛てたと見えてゐる。年次については記載がないが、次に引用する史料から判断して、元和三年（一六一七）のものと推測すべきであろう。なおこの充所の小曾原村新右衛門こそが、前節で再帰參した「おそ原之人」に該当すると思われ、彼がのちに西応寺を創建することになるのであつた。

なおここで木仮の代銀について触れておくと、慶長二年（一五九七）の上西寺の場合は銀一〇七匁五分、寛文二年（一六六二）の備中淨心寺の場合も「銀田式外程」とされてゐるから¹⁸⁾、専応寺が一二〇匁を準備

したのは妥当な措置であつたと言わねばならない。なぜ突然に一八〇匁とされて、六〇匁の不足を生じたのかは不明であるが、まさか川那部了治が着服したためと想定するわけにもいかないので、ここでは木仏の大さが通常のものを上回つたからと考えておきたい。

さて、指示を受けた専応寺とその門徒衆は、直ちに不足分の銀子の調達に努めたものと思われるが、それからまもなくの同年十二月二十日になつて、本願寺が失火によつて焼失する事態となつてしまつた。

急候間不具候。以上。

御札令拝見候。如承候今度者不慮之儀候而、御坊中不残令火失候。

乍去、御開山様之御真影・上々様、何も無異儀候。可御心安候。為御見廻銀子壹匁送給候。過分^ニ存候。將亦木仏之儀、入用未不足候間、不被成御免候。今時分何事も御法度^ニ而、自由^ニ無御座候。拙者越前へ罷下、早々罷上候。其方次第上可申候。恐々謹言。

(元和四年)
正月朔日

川那部内蔵助
了治(花押)

専応寺殿
まじる
(19)

この川那部了治書状によると、不慮の儀により本願寺が焼失してしまつたが、幸いに親鸞絵像や「上々様」=准如はいずれも無事であると述べられ、「見廻」のための銀子一匁上納について礼辞が記されるとともに、木仏の入用は依然として不足のままなので、いまだに准如の花押は据えられていない、と語られているのである。この文書にも年次は記されていないが、元和三年十二月二十日の本願寺における火災発生が語り

れているから^⑯、その後の元和四年正月の発給とするべきであろう。そしてこれを踏まえて、前引の川那部了治書状は、さらにそれ以前の元和三年霜月十六日の発給であつたと推定できよう。

さて、この書状を受け取つた専応寺とその門徒衆は、かかる非常の事態発生に驚くとともに、火事見舞いの銀子を急ぎ本願寺に上納することとした。

(端裏書)
「専応寺参候時」

猶々遠路一段御感之御事候。以上。

御門跡様へ火事之為志、銀子八拾六匁進上候。具令披露候之處^ニ、遠路可為造作^ニ、神妙令思召候之通、能々相心得可申之旨候。次私へ銀子三匁送給候。過分^ニ存候。猶期後音之時候。恐々謹言。

(元和四年)
一月廿八日

川那部内蔵助
了治(花押)

越前
専応寺
門徒衆中
(21)

右に見えるごとく、専応寺とその門徒は「御門跡様」准如に、火事見舞いとして銀子八六匁を進上しており、神妙の至りとの准如の意向が伝えられているのであるが、これが木仏入用の不足分として調達の途中であつた六〇匁を流用したものと推測することは、決して穿ち過ぎではないであろう。また川那部了治にも銀子三匁を進上していて、これに対する礼辞も述べられている。

かくして専応寺が申し出た木仏の下付は、本願寺の火災という事態が突然に起きたことで、しばしの延期を余儀なくされたのであつた。また

火事見舞いに充當された入用不足分の調達も、当然やり直しであつて、その年十一月に至つてようやく次のごとに木仏の下付となつたのである。

釈准如 一 但御印判也。

元和四年戊午九月五日

願主専応寺釈乘祐

右之木仏者、越前國丹生郡安養寺村専応寺、依望如此者也。⁽²²⁾

すなわち、元和四年（一六一八）十一月五日付けをもつて、専応寺乗祐に對して木仏が下付されたのである。所在地の表示に、もはや中世的な呼称「山千飯保」が見えなくなつてゐる点にここでは注目すべきである。

おわりに

これまでの検討で明らかにできた点を、最後にまとめておきたい。

天正八年（一五八〇）閏三月から同年八月まで、本願寺教如の石山籠城戦に加担した毫摶寺善秀とその門徒大進（善好）は、終結後に顯如から破門とされ、彼らに従つた門徒衆は弟土佐（善照）に預けられることになった。この破門状態は同十年（一五八一）六月の本能寺の変まで続くが、公然たる活動ができるよになつた毫摶寺善秀は、直ちに一派独立の方向へと歩んで越前毫摶寺の基礎を築いた。けれどもかつての門徒大進は、この善秀の動向には同調しなかつた。

本願寺はその後、紀伊雜賀—和泉貝塚—摶津天満—京都西七条へと転じ、文禄元年（一五九二）十一月に至つて顯如は死去する。しかるにその跡を繼承した教如は、やがて旧顯如派から強く忌避され、如春尼（顯

如妻で教如母）の申し入れによつて、豊臣秀吉は教如に退職を命じたのである。かくしてその弟准如が門主に就任するが、その交代は文禄三年（一五九四）九月、十月のことであつた。

「御裏」に転じた教如は、関ヶ原の戦いの直前に徳川家康と好誼を通じた結果、慶長七年（一六〇二）になつて家康から鳥丸七条の寺地を付与され、翌八年には上野国妙安寺から親鸞像を取り寄せ、さらに十月には阿弥陀堂の上棟を行つて、ついに一派独立を実現するに至つた（東派）。すいと、それまで通塞を余儀なくされていた各地の教如派門徒衆（主戦派）は、続々と教如のもとに馳せ参づる」とことなつたのである。

安養寺村道場坊主の土佐に対して、准如から寺号「専応寺」が下付されたのは、こうした情勢の展開する慶長七年のことであつたと推測される。すなわち、九月三日の川那部了治書状では、大進が教如派に転する事態が生じたが、これに従わなかつた土佐の門徒衆に対して、准如がら直參の地位が再確認されたと述べられるとともに、新たに寺号「専応寺」を免許されたことが宛所に記されているのである。この史料により、土佐の道場に寺号が付与されたのは、慶長七年における准如派（西派）の門徒離脱阻止策の一環だつたことが判明する。

ところで、大進は教如派に転するに当たり、道場に掛けられていた本尊絵像二幅を密かに持ち出して、みずから道場（のちの養徳寺）に掛けたらしい。かかる事態に驚いた土佐は、直ちに本願寺に状況の説明を行い、門徒としての身分安堵と、返還交渉における時間的猶予を得たのであるが、しかし持ち出した大進らがその返還要請に応ずるはずはなかつた。そこで土佐は、寺号「専応寺」を押領した機会でもあるので、新

たに木仮の下付を申請する」ととし、それは慶長十一年（一六〇六）に実現しているのである。

絵像をめぐるいじした対立と混乱に伴い、もし奪取した絵像の裏書に容認し難い文言や下付主体が見られたならば、大進らはおそらくそれを一部破損して、みずから名譽を守ろうとしたに違いない。金龍静氏によつて、越前に残る裏書には様式不備のものが少くないとの事実が指摘されているが、その原因はここに述べたよつて、本願寺の東西分裂を契機とした門徒衆内部の対立により、坊主や門徒衆がみずから裏書に損壊の行為を加えた可能性を指摘しなければならないと思われる。

なお、慶長七年に大進が教如派に転じた際、小曾原門徒衆も当初はこれに同調していたが、まもなく彼らは考えを変えて大進を離れ、土佐のむとに復帰するに至つてゐる。この小曾原門徒衆とは、のちの西応寺とその門徒衆のことであつた。

元和三年（一六一七）になつて専応寺秉祐（土佐＝善照の子）は、再び本願寺（西派）に木仮下付を申請する。本堂の改築などに伴つものと思われるが、通例の代銀一一〇匁では不足で、一八〇匁を納入すべしと指示され、不足分六〇匁が完納されるまでは准如は花押を据えないであろうと語られている。ところがたまたま同年十一月二十日に、本願寺が火災で焼失する事件が起き、専応寺とその門徒は火事見舞いとして銀子八六匁を進上することとした。これはおそらく不足分として調達された六〇匁を、見舞いに流用したものであつた。こうした事件を経て翌元和四年十一月に至り、ようやく「願主専応寺秉祐」に対し、新たな木仮が下付されたのであつた。

注

- ① 辻善之助氏『日本仏教史』第七巻・近世篇之一、第九章（一九五一年、岩波書店）。本願寺史料研究所『本願寺史』第二卷第一章（一九六八年）、柏原祐泉氏「本願寺教団の東西分裂—教如教団の形成について—」（『大谷大学研究年報』第一八集、一九六五年）、井上鏡夫氏『本願寺』（『日本歴史新書』、至文堂、一九六六年）などが先行の研究としてあげられる。また拙稿「教如籠城と越前一向衆」（福井県立武生高等学校『武高評論』第十五号、一九八四年）も関連する。

- ② 「専応寺文書」（『福井県史』資料編六・中近世四）。

- ③ 拙稿「雜賀以後の本願寺と越前一向衆」（『北陸史学』第四二号、一九九四年）。同「石山合戦における毫撲寺善秀と越前門徒」（福井県立鯖江高等学校『研究集録』第十九号、一九九七年掲載予定）。

- ④ 「専応寺文書」第四四号。本文書の年次を拙稿「雜賀以後の本願寺と越前一向衆」（前注③）では慶長八年と推定したが、ここではそれを改めて慶長七年のものと推測したい。

- ⑤ 「専応寺文書」第一〇号。

- ⑥ 「昌蔵寺文書」第一四号（『福井県史』資料編四・中近世II）。なお徳善寺は元禄八年（一六九五）に福井藩によって廢寺とされ、享保元年（一七一六）に昌蔵寺の寺号を称して再興された寺院である（「昌蔵寺文書解題」）。

- ⑦ 「昌蔵寺文書」第六号。

- ⑧ 「昌蔵寺文書」第一四号。

- ⑨ 「木仮留」（『本願寺史料集成』木仮之留・御影様之留、第三史料）。

- ⑩ 「専応寺文書」第四〇号。

- ⑪ 「専応寺文書」第四一号。

- ⑫ 「木仮留」（前注⑨）。

- ⑬ 「専応寺文書」第四六号。

- (14) 「専心寺文書」第四七号。
- (15) 「専心寺文書解題」(『福井県史』資料編第六巻・中近世Ⅱ)。
- (16) 金龍靜氏「戦国期本願寺教団の法物考」(福間光超先生還暦記念『真宗論叢』)、一九九二年)。
- (17) 「専心寺文書」第四五号。
- (18) 千葉兼隆氏「解説」(『本願寺史料集成』木仏之留・御影様之留)、同氏「『木仏之留』について」(『近世仏教―史料と研究』第一号、一九六〇年)。
- (19) 「専心寺文書」第四二号。
- (20) 元和三年十一月二十日の本願寺火災については、『大谷本願寺通紀』卷第三(『真宗史料集成』第八巻、寺誌・遺跡)の第十二宗主准如の項に、「(元和二年)十一月二十日、浴室失火、殿堂第宅、悉回禄」と記されている。
- (21) 「専心寺文書」第四三号。
- (22) 「木仏之御留」(『本願寺史料集成』木仏之留・御影様之留、第七史料)。
- 本願寺史料研究所報
 『編集後記』
- 昨年の十一月末に、武生の小泉義博先生より届いていた原稿を、ようやく「所報」に掲載することができました。例によって、小泉先生がワープロで作られた印刷用の版下に本願寺史料研究所のパソコンで題字や上覧の発行年などをプリントしたため、本文とフォントが一致していません。少し不自然な感じで、小泉先生には申し訳ありませんが、仕方がありません。
- ところで、本誌十三号に六条寺内町の酒造株の史料を紹介していただいた種智院大学の吉田元先生が、朝日新聞社より『江戸の酒』(朝日選書)と題する著書を出されました。この書き下ろしの著作の中で、「所報」に紹介の筆を執っていただいた史料が活用されています。
- 粗末な冊子ながら、このような形で「所報」に掲載された史料が活用されているのを見ると、手作りしている編集者として、報われる想いをあらたにします。
- ある出版社の社長に、「とにかく出し続けることが大事よ」と忠告されたことを思い出します。他の仕事にまぎれて、「所報」の事を考える余裕がないのですが、なんとか発行を続けたいと思っています。
- 次号の発行は、次年度になります。(左)